

令和4年度秋学期授業料免除(家計急変) 申請手続きの案内

1. 資格要件について

1. 対象者

本学の学部、大学院及び特別支援教育特別専攻科に**在籍している者(休学者は除く。)**で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、授業料の納付が困難である者。

また、学部学生(日本人及び日本永住者)がこの授業料免除(家計急変)に申請する場合は、日本学生支援機構の給付奨学生に併せて申請する必要があります。

2. 選考

下記2要件を共に満たしている世帯

①【日本人学生】公的支援の受給世帯、又は世帯全体の所得が令和元年の所得と比較し、1/2以下となっている世帯。

【私費外国人留学生】本人もしくは家族が日本で働いており、その者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年と比較して1/2以下となっている世帯。

※公的支援は、日本学生支援機構の家計急変に基づく例に準じます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

②本学の授業料免除制度の家計基準を満たす世帯。

※①を満たさず、②を満たす場合は、「令和4年秋学期授業料免除・徴収猶予申請手続きの案内」に基づく、本学の通常の授業料免除の対象となる可能性があります。ただし、学部1・2・3年生(日本人及び日本永住者。ただし被災者を除く)は、「令和4年度秋学期授業料免除・徴収猶予申請手続きの案内」に基づく、本学の通常の授業料免除に申請することはできません。対象となるか不明の場合は、下記まで問い合わせください。

3. 免除の額

授業料免除(家計急変)が許可された者については、納付すべき当学期授業料の半額又は全額を免除する。

<春学期：4月1日～9月30日 秋学期：10月1日～3月31日>

※予算配分の結果、家計の所得及び学力が基準内であっても免除を受けられないことがあります。

※授業料免除は半期ごとに審査します。秋学期にも再度授業料免除の申請が必要となります。

授業料免除(授業料徴収猶予)申請を行うと、当学期分授業料の口座引き落としは一時停止し、結果の通知まで授業料の納付が猶予されます。

2. 結果の通知について

通知時期	秋学期：(学部生) 1月上旬 (大学院・特別専攻科・私費外国人留学生) 12月上旬
通知方法	授業料免除用掲示板で、全体結果及び結果通知日をお知らせします。 申請者には「結果通知用封筒」にて結果を郵送します。 ご提出いただいた84円切手を貼付した、ピンク色の長3封筒で届きます。 申請後、転居した場合及び送付先住所等が変更になった場合は、 <u>必ず学生生活係に連絡してください。</u> また、転居した場合は、郵便局で「転居・転送サービス」の手続きも必ず行ってください。
授業料免除の不許可者・半額免除許可者は、所定の授業料を指定した期日までに納付してください。 なお、納付期限及び納付方法は、結果通知に同封いたします。	

3. 注意事項

- ① 一旦納付した授業料は返還しません。授業料免除申請者は、結果が通知されるまで授業料を納付しないでください。なお、授業料免除申請を行うと、当学期分授業料の口座引き落としは一時停止し、申請結果の発表まで授業料の納付が猶予されます。
- ② 郵便事故等の責任を大学は負いませんので、簡易書留又はレターパックで郵送してください。
- ③ 書類不備が著しい者については、申請を受理しないことがあります。不受理にならないように書類を準備してください。また、必要な証明書等を指定期日までに提出しない場合は、選考から除外します。
- ④ 授業料免除は予算の範囲内で免除を行っており、家計の所得が基準内であっても申請者数によっては免除されないことがあります。
- ⑤ 提出書類は返却しませんので、必要があれば提出前に各自で控え(コピー)をとってください。
- ⑥ 申請書類への記入は、申請者本人が黒のボールペンで行ってください。
- ⑦ 訂正するときは、修正テープを使用せず、二本線で訂正してください。捺印は必要ありません。
- ⑧ 日本語以外の証明書等を提出する場合は、必ず全文の日本語訳を添付してください。
- ⑨ 申請書提出後、家計に変化があった場合や転居し結果通知の送付先が変更となった場合、速やかに窓口申し出てください。転居した場合は、郵便局で「転居・転送サービス」の手続も行ってください。
- ⑩ 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、申請却下又は免除等の取消しをします。

◆結果通知後の注意事項◆

- ① 授業料免除の結果を通知した日から 30 日以内の大学が指定する納付期限までに所定の授業料を納付しない場合は**除籍**となります。

<問い合わせ先>

日本人等一般学生	私費外国人留学生
窓口:学生課 学生生活係(中央2号館2階3番窓口) 電話:042-329-7186	窓口:国際課 留学生支援係(中央2号館3階1番窓口) 電話:042-329-7763
日本学生支援機構給付奨学生について 窓口:学生課 学生支援係(中央2号館2階4番窓口) 電話:042-329-7187	

いずれも受付時間は 8:30~12:00 及び 13:00~16:15 となります。

※申請書類の個人情報については、授業料免除の選考のため使用します。その他の目的には使用しません。